

仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則 (平24. 3.19)

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が株券等の仲介目的のブロックトレードを行うに当たって、必要な措置を定めることにより、適正な業務運営を図り、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 仲介目的のブロックトレード

金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第31条に規定する買集め行為であって、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条第2号に該当するものをいう。

2 株券等

金商法施行令第31条に規定する株券等をいう。

(書面の差入れ等)

第 3 条 会員は、仲介目的のブロックトレードを行う場合は、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第27号イの規定により約したことを証した書面を、仲介目的のブロックトレードにおいて買い集める株券等の売主に対して差し入れ、又は当該株券等の売主との間で取り交わさなければならない。

(株券等の区分管理)

第 4 条 会員は、仲介目的のブロックトレードを行った場合、当該仲介目的のブロックトレードにおいて買い集める株券等に係る議決権の数（金商法施行令第31条に規定する議決権の数をいう。）の合計を当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権（金融商品取引法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の100分の5以上保有している期間は、当該株券等をブロックトレード専用口座により他の株券等と区分して管理しなければならない。

(電磁的方法による書面の交付)

第 5 条 会員は、第3条に規定する書面の差入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該会員は、当該書面の差入れを行ったものとみなす。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。